

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【公開番号】特開2021-52900(P2021-52900A)

【公開日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2021-017

【出願番号】特願2019-176973(P2019-176973)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 13/534 (2006.01)

A 6 1 F 13/535 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/53 3 0 0

A 6 1 F 13/534 1 1 0

A 6 1 F 13/535 1 0 0

A 6 1 F 13/535 2 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 9】

第1高吸収性ポリマー粒子43及び第2高吸収性ポリマー粒子53としては、特に限定無く用いることができるが、吸水量が40g/g以上のものが好適である。また、第1高吸収性ポリマー粒子43及び第2高吸収性ポリマー粒子53は破碎法により製造されたものであると、ゲルプロッキングが生じにくいため好ましい。第1高吸収性ポリマー粒子43及び第2高吸収性ポリマー粒子53としては、でんぶん系、セルロース系や合成ポリマー系などのものがあり、でんぶん-アクリル酸(塩)グラフト共重合体、でんぶん-アクリロニトリル共重合体のケン化物、ナトリウムカルボキシメチルセルロースの架橋物やアクリル酸(塩)重合体などのものを用いることができる。第1高吸収性ポリマー粒子43及び第2高吸収性ポリマー粒子53の形状としては、通常用いられる粉粒体状のものが好適であるが、他の形状のものも用いることができる。